

第1問 答案用紙

(企業法)

問題 1	<p>1. 甲会社がAの意向に応じ、Aのみから甲会社株式を有償取得することは、特定の株主からの自己株式の有償取得に該当する。この場合、Aのみが優遇されないよう、株主平等原則（109条1項）の観点から、甲会社は、株式取得に関する事項（156条1項各号）に加え、通知（158条1項）を特定の株主Aに対して行う旨を株主総会の特別決議で決定する（160条1項、309条2項2号）。決議の公正を確保するため、Aは当該決議において議決権を行使することができない（160条4項）。また、A以外の株主からの取得を避けるため、売主追加請求権（同条2項3項）を認めない旨を定款に定める必要がある（164条1項）。この定めを設けるためには、不利益を受ける可能性のある株主を保護するため、株主全員の同意を要する（同条2項）。</p> <p>2. そして、甲会社は株主総会の決議に従い、取締役会の決議で取得数等を決定し（157条1項2項）、Aに対して当該決定事項を通知又は公告し（158条）、甲会社株式を取得する（159条）。</p>
問題 2	<p>1. 本件発行前において、乙会社は甲会社の親会社ではなかったが、本件発行によって、乙会社のみで2000株追加で株式が発行され、本件発行後の甲会社の議決権総数の3000/5000＝60%に相当する議決権を有することとなる。したがって、公開会社である甲会社において、乙会社は特定引受人（206条の2第1項）に該当する。</p> <p>2. 本件発行のように支配株主の異動を伴う募集株式の発行は、会社経営に重大な影響を及ぼす可能性があり、取締役会の決議のみで募集事項の決定及び割当てを決定することができる公開会社においては、既存株主に対する情報開示を充実させるとともに、その意思を問う手続が必要となる。具体的には、甲会社は払込期日の2週間前までに、株主に対し、特定引受人である乙会社に関する一定の事項を通知又は公告しなければならない（206条の2第1項2項）。しかし、本件発行に際し、甲会社が募集事項として公告した事項には、乙会社に関する事項は含まれていない。</p> <p>ここで、このような特定引受人に関する事項の公示をすることなく行われた募集株式の発行の効力が問題となる。</p> <p>3. 特定引受人に関する事項の公示は、前述の通り、既存株主に与える影響の重要性から求められており、既存株主にとって当該公示は、株主総会決議（206条の2第4項）が必要となる場合の議決権行使や募集株式の発行の差止請求権（210条）を行使するか否かの判断材料になる。したがって、当該公示を欠くことは、上記の株主総会決議や差止めの機会を奪っており、重大な法令違反といえ、新株発行無効原因に該当すると解する。</p> <p>4. よって、乙会社に関する事項の公示を欠いた本件発行は、新株発行の無効事由が存在するため、無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定すれば、将来に向かって無効となる。</p>

令和2年論文式企業法

第2問 答案用紙

(企業法)

問題 1	<p>1. 株主Bは、丙会社に対し議案通知請求を行っている。かかる請求権は、その株主が提出しようとする議案について認められるものである(305条)ところ、丙会社は公開会社(2条5号)であるから、取締役会設置会社であるから(327条1項)、議案通知請求権を行使できるのは、「総株主の議決権の100分の1以上の議決権」を「6箇月前」から引き続き有する株主に限られる(305条1項但し書き)。</p> <p>Bは平成31年1月1日から本件株主総会終結の日まで、250個の議決権数を有しているところ、令和2年5月31日までは総株主の議決権数が2万5000個であったから、Bが議案通知請求権を行使した同年4月10日時点では6か月以上に渡り総株主の議決権の100分の1以上を有しているといえる。しかし、同年6月1日にAに対し1万株の募集株式が発行されたため、株主総会開催日である同月29日には、Bはかかる保有要件を満たしていない。</p> <p>そこで、Bの請求は行使要件を欠くのではないかが問題となる。</p> <p>2. この点、株主が議案通知請求権を行使した時点で議決権の保有要件を満たしていたとしても、その後の新株発行により株主総会時点で同要件を満たしていない場合は、会社が当該株主の上記権利を妨害する目的で新株発行をしたなどの特段の事情がない限り、議案通知請求権の行使要件を欠くものと解する。なぜなら、議案通知請求権は株主提案権とも関わり、会社に大きな影響を与える権利であるからである。そのような重大な権利は、会社に一定以上の利害関係を有する株主にのみ認められるべきであり、株主総会の開催時まで行使要件を維持しなければならないと解するのが妥当である。</p> <p>3. よって、Bは、本件株主総会開催時点で総株主の議決権の100分の1以上を有していない以上、議案通知請求ができないから、丙会社は本件議案の要領を招集通知に記載する必要はない。</p>
問題 2	<p>1. 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる(310条1項)。これは、株主に対し議決権行使の機会を保障するものであるが、一定の制限を設けることはできる。本件資格制限は、株主以外の者による株主総会のかく乱防止という合理的な理由に基づく相当程度の制限である。この場合、代理人を株主に限定する定款規定の効力の範囲が問題となる。</p> <p>2. 代理行使は株主の重大な権利であるから、株主総会かく乱のおそれがなく、制限により事実上議決権行使の機会を奪うような場合には、当該定款規定の効力は及ばないと解する。ここで、法人株主Yが職員Dを代理人とすることは、株主総会かく乱のおそれはなく、法人自ら議決権行使をすることはできない以上、当該代理行使につき本件資格制限の効力は及ばない。</p> <p>3. 以上より、丙会社は本件資格制限を根拠に、Dの出席を拒絶することはできない。</p>

令和2年論文式企業法